

○佐久市地籍調査実施協力委員会設置要綱

平成17年4月1日告示第103号

佐久市地籍調査実施協力委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 地籍調査事業の円滑な実施を図るため、地籍調査の実施地域（以下「実施地域」という。）ごとに地籍調査実施協力委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

**第2条** 委員会は、当該実施地域における地籍調査の実施に関し、次に掲げる事項について協力するものとする。

(1) 道路、水路、堤塘（とう）、河川等の敷地及び畦（けい）畔（はん）の帰属に関する調査基準の調査に関すること。

(2) 境界紛争の円満な解決のために必要なこと。

(3) 各筆界の調査及び確認に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員若干人をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 実施地域の区長

(2) 実施地域内の住民で、実施地域の状況に精通した者

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、当該実施地域内における地籍調査が完了するときまでとする。

(会長及び副会長)

**第5条** 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会議の議長となり、委員会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(その他)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。